

ゴミの減量化に ご協力を！

ゴミを出す際には、次のことに気をつけて出しましょう

- ◎雑草等は、乾燥させ土を落としましょう
- ◎生ゴミは、水切りを十分に行いましょう
- ◎紙オムツ等は、便をトイレで処理し、簡単に悪臭防止（小さな袋に入れる等）を行いましょう
- ◎大きな金具等を取り外すことが困難なときは、燃やさないゴミ（黄色の専用袋）として出してください

環境美化にご協力を！

秋風とともにさわやかな季節となりましたが、夏の行楽期に家の周辺や道路に捨てられたゴミや空き缶が目についてきました。

また、雑草が茂っていたり、資材や使わなくなった自転車・電化製品などが放置された空き地や、古い建物が壊れて危険な状態になっている空き家は、美観を損ねてしまいます。

生活環境の美化と清潔な街並みを保つため、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

＝《空き地・空き家の環境保全》＝

町では、管理が行き届いていない空き地や空き家は「長万部町空き地及び空き家等の環境保全に関する条例」に基づき、所有者や使用者に改善するよう、ご理解とご協力を求めています。

野外でゴミを燃やしてはいけません

平成13年4月から、基準に従わない野外での廃棄物の焼却には厳しい罰則が適用されています。

野外焼却は、煙・すす・悪臭により周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因となります。

罰則は：5年以下の懲役、1千万円以下の罰金、又はこの併科、
法人の場合は3億円以下の罰金になります。

野外焼却に関するQ&A

Q 家庭のゴミをドラム缶や簡易焼却炉で燃やしても大丈夫ですか？

A どんと焼きや稲わら、もみ殻を燃やすのも大丈夫ですか？

A 廃棄物の焼却は、原則として処理基準に従う必要があります。風俗習慣、宗教上必要な焼却や、農林水産業を営むために必要な焼却など、一部罰則の適用から除かれています。この場合でも、周囲に迷惑のからないよう十分注意し、必要最小限にとどめましょう。自分では燃やさないのが一番です。

Q 町の条例に基づき「火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為の届出」を出したので、野外で焼却しても構いませんか？

A 罰則の対象となります。町の分別方法に従い、適切に分別して、町指定容器（ゴミ袋）に入れて最寄りのゴミステーションに出しましょう。

Q 事務所から出る弁当カトラ紙くずなど、ごく少量のものを簡易焼却炉で燃やしてはダメですか？

A 燃やす量にかかわらず罰則の対象となります。事業者の方は、事業所から出るゴミを自ら責任を持って、処理してください。

Q どのような焼却が認められるのですか？

A 厳しい基準を満たす焼却設備を用いた焼却が認められますが、一般的には

【お問い合わせ先】

生活環境課

生活環境グループ

☎2-2454